

無料職業紹介事業関連業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

1 件名 無料職業紹介事業関連業務委託

2 履行期限 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3 履行場所 健康福祉局生活福祉部保護課および市内 18 か所の福祉保健センター
保護課保護係

4 業務目的

本市では、平成 14 年度以降、生活保護受給者（以下、「受給者」という。）の自立支援に積極的に取り組んできましたが、平成 18 年 2 月より、稼働能力を有する受給者の就労支援を目的として、各区福祉保健センター保護課保護係を「無料職業紹介所」として届出を行い、受給者の条件に沿った求人を紹介できる「無料職業紹介事業」を開始しました。

この事業では、受給者に合った求人を開拓し、受給者と求人のマッチングの精度を高めるため、求人開拓業務を関連の実績のある業者に委託しています。

また、求職中またはこれから求職活動を行う受給者等が、効果的に求職活動を行えるよう、無料職業紹介事業と合わせて、就職支援セミナーを定期的に開催することとし、この企画・実施についても業者に委託しています。

5 業務範囲

本委託業務では、受給者に合った求人を市内及び市内近郊の雇用市場から開拓する「求人開拓業務」と、求職中またはこれから求職活動を行う受給者等を対象とした「就職支援セミナー」及び求職活動に踏み出せないでいる受給者の意欲喚起を目的とした「意欲喚起セミナー（26 年度は「就活応援セミナー」というタイトルで実施）」の企画及び実施が主な業務の範囲となります。詳細は「6 業務内容」を参照してください。

6 業務内容

(1) 求人開拓業務の概要

求人開拓（または類似業務）の経験を有する求人開拓員を雇用し、求人開拓員が求人開拓業務を担います。

求人開拓員は、各区で受給者の就労支援を担っている就労支援専門員と定期的に打

合せを行い、受給者が希望する条件やニーズを把握し、それをもとに市内周辺の求人開拓を行います。

求人開拓員は、求人開拓にあたり、求人者へ、本事業が生活保護受給者を対象としたものであることを説明し、理解を得ます。

求人開拓員は、受付けた求人について、法令に違反していないか、労働条件が不相当でないか等審査し、各区福祉保健センター保護課に配付します。

また、専任の統括責任者 1 名も置き、求人開拓員の管理・教育、区や企業との連絡調整等を行っています。

(2) 就職支援セミナーに関する業務の概要

求職中またはこれから求職活動を行う受給者等を対象として、就職に必要とされる知識やスキルの習得を目的とした就職支援セミナーを年間 11 回開催します。

また、人と関わるのが苦手である、求職活動の経験が乏しい等の理由により求職活動に踏み出せない受給者の意欲喚起を目的とした、意欲喚起セミナーを年間 4 回開催します。